

## がんばる商店等感染症対策強化支援補助金 Q&A

### <目次>

- ◆事業概要関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～3
  
- ◆申請書（様式）関係・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～4
  
- ◆申請関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
  
- ◆交付対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4～5
  
- ◆補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～6
  
- ◆支払い関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7～8
  
- ◆その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8～10

## よくあるご質問（Q&A）

### <事業概要関係>

Q1：この補助金の目的は何ですか？

⇒市内で一般消費者に対面して、取引を行う店舗及び施設を営む者が行う、新型コロナウイルス感染症の対策強化に要する経費に対して補助することにより、本市中小企業者の経営基盤の強化を促進し、本市産業の振興を図ることが目的です。

Q2：どのような事業者が対象ですか？

⇒中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者で、下記のすべてに該当する方です。

- ・市内に店舗がある。（※市内本店・住所要件なし）令和3年8月24日～
- ・令和3年6月30日以前から市内において営業しており、申請日以降も継続する意思がある。
- ・対面で一般消費者を取引の相手とする店舗である
- ・「豊橋市新型コロナ通知システム」に登録し、QRコードを店舗に掲示することにより、感染防止対策啓発を行う店舗であること。
- ・愛知県の「安全・安心宣言施設」もしくは「ニューあいちスタンダード（あいスタ認証）」、豊橋商工会議所の「安全安心おもてなし宣言飲食店」、豊橋市の「換気の見える化事業取組店」のいずれかに登録し、PRステッカーまたはポスターを店舗に掲示することにより、感染防止対策啓発を行う店舗であること。

Q3：どのような経費が補助金の対象ですか？

⇒令和3年3月16日（飲食店は令和3年3月1日）から令和3年9月30日までに購入し、店内に設置する接客における感染症対策を目的とする備品の購入費用が対象です。

対象期間が飲食店とそれ以外で異なる理由は、令和2年度にも感染対策における備品等に対して補助金の受付をしており、がんばる飲食店緊急支援補助金として令和2年9月16日～令和3年2月28日まで、がんばる個店緊急支援補助金として令和2年9月16日～令和3年3月15日までが補助対象期間として実施したため、今回飲食店とそれ以外で補助対象期間が異なっています。

Q4：この補助金の申請上限額はありますか？

⇒補助対象経費（国、地方公共団体その他公共的団体から別に補助対象経費に係る助成措置等を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置等として受けた額を控除した額）の4分の3以内の額となります。また1店舗等につき上限は10万円です。

Q 5 : 3月までに実施されていた「がんばる個店緊急支援補助金」とは何が違うのですか？  
⇒これまで、対象となる業種が限られていましたが、今回の補助金は対象となる業種が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する全事業者(対面で一般消費者を取引の相手とする店舗・施設に限る)が対象となりました。また補助対象経費の一部を見直しました。

#### <申請書(様式)関係>

Q 1 : 申請書、誓約書の住所欄は居住地を記入するのか、店舗の所在地を記入するのか。  
⇒法人の方は本社の所在地を、個人事業主の方は居住地を記入してください。  
店舗の所在地やその他情報は、申請書の「2.補助事業を実施する店舗」欄に記載するところがありますので、そちらにご記入ください。

Q 2 : 納税指定番号(個人の場合は納税通知書番号)とは何ですか。  
⇒市県民税の納税通知書等にある通知書番号、特別徴収義務者の法人は特別徴収義務者指定番号を記入してください。番号がわからない場合は空欄でも結構です。

Q 3 : 提出する書類に押印は必要ですか？  
⇒押印は必要ありません。

Q 4 : 従業員数は事業者単位ですか。それとも店舗・施設単位ですか？  
⇒事業者単位です。

Q 5 : 申請書の「2.補助事業を実施する店舗」欄の着手年月日、完了年月日は何をいれたらいいですか。  
⇒着手年月日は最初の備品の購入日、完了年月日は最後の備品の購入日を記入してください。

Q 6 : 補助対象経費の金額欄は税込みか税抜きかどちらを書けばいいですか？  
⇒1. 申請者の「消費税納税状況」欄で免税事業者と簡易課税制度適用者の方は税込み金額を、一般事業者の方は税抜き金額を記載してください。

Q 7 : 「他の補助制度の活用」欄はどのような場合に記入が必要ですか？  
⇒今回申請する補助対象物に対して、国の小規模事業者持続化補助金など別の補助金を受けている場合は記入が必要です。

Q 8 : 申請書の振込先の口座名義は屋号のみでもいいか。  
⇒屋号のみでも構いませんが、口座内容の情報(口座名義人)と一致するように記載してください。

Q9：当座預金が確認できる添付資料は何が必要ですか。

⇒金融機関から送られてくる当座勘定照合表や残高証明書、口座証明書など口座内容（金融機関名、支店名、口座番号、名義人）がわかるものをお願いします。

Q10：申請書はどこで入手できますか？

⇒市のホームページでダウンロードが可能です。紙での受け取りはお近くの窓口センター、7月1日（木）以降は市役所東館12階の東121会議室でも受け取り可能です。

#### <申請関係>

Q1：申請期間はいつからいつまでですか？

⇒令和3年7月1日（木）から令和3年9月30日（木）まで（※当日消印有効）となりますので、必要書類を郵送で以下までお送りください。

【申請先】〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

がんばる商店等感染症対策強化支援事務局

※郵送の場合、封書の裏面には必ず差出人の住所及び氏名をご記載ください。

Q2：申請は窓口に行かないといけませんか？

⇒原則郵送での提出をお願いしています。

#### <交付対象者>

Q1：会社以外の法人も対象になりますか。

⇒本補助金は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者が対象です。

医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など会社以外の法人は対象となりません。

Q2：令和2年度に「がんばる飲食店緊急支援補助金」「がんばる個店緊急支援補助金」の交付を受けた場合も、今回の補助金は申請できますか？

⇒今回の申請要件（購入期間など）が整っていれば申請可能です。

Q3：愛知県からの要請に応じて時短営業をして協力金をもらっていますが、今回の補助金は申請できますか？

⇒申請できます。また、愛知県中小企業者等応援金、国の一時支援金や月次支援金の給付を受けている場合でも、補助対象物が異なるため、今回の補助金を申請することが可能です。

Q 4 : 本店（本社）所在地は豊橋市内ですが、取組みを実施する店舗が市外にある場合は対象になりますか？

⇒豊橋市外に店舗がある場合は対象外です。

なお本店（本社、個人については住所）が市外でも、店舗が豊橋市内にあれば補助対象者となります。（令和3年8月24日～）

Q 5 : 市内で複数店舗を営んでいます。それぞれ申請できますか？

⇒店舗ごと申請していただければ対象となります。

Q 6 : 同一店舗で飲食店と雑貨の販売を営んでいる場合、業種ごとに申請ができますか？

⇒複数の業種を行っていても、同一店舗・施設の場合はひとつの申請となります。

### <補助対象経費>

Q 1 : どのような備品が補助の対象になりますか？

⇒新型コロナウイルス感染症の対策として、店内・施設に設置するための備品が対象です。詳細は市ホームページに掲載されています「補助対象経費一覧」にてご確認ください。対象か判断に迷う場合は、事務局までお問い合わせください。

※消耗品、ランニングコスト（キャッシュレス決済手数料など）、設置・作成に伴う作業工賃は除きます

Q 2 : 既に購入した経費についても申請できますか？

⇒令和3年3月16日（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する大分類M－飲食サービス業にあっては、令和3年3月1日）から令和3年9月30日までに購入し、期間内に納品され、店内に設置したものが対象となります。

Q 3 : マスクや消毒液は対象となりますか？

⇒マスク、消毒液、フェイスシールド、除菌用ウェットティッシュなどの消耗品は対象外です。

Q 4 : タブレット端末は対象になりますか？

⇒汎用性があるため対象外です。ただし、非接触決済のためのセルフレジやキャッシュレスのための機器であれば、本体のみ対象となります。その場合、キャッシュレス決済事業者との契約書やメールでの申込完了画面など客観的に導入していることが分かる書類が必要です。また、タブレット端末のレジでの使用風景及びキャッシュレス決済が分かる画面を表示した状態をアップで写した写真も添付してください。

- Q 5 : 換気扇を設置したいのですが、設置費も対象になりますか？  
⇒換気扇本体のみ補助対象となりますので、設置費は対象外です。  
またフード（カバー）も対象外です。
- Q 6 : 空気清浄機能付きエアコンであることを証明するには何が必要ですか？  
⇒設置したエアコン本体の分かる型番の写真と、空気清浄機能付きの説明が記載されている取扱説明書やカタログなどの資料をご提出してください。
- Q 7 : 既存のエアコンを空気清浄機能付きエアコンに改修した際、当該エアコンの撤去・廃棄費用は対象経費になりますか？  
⇒撤去・廃棄費用は対象外です。
- Q 8 : 従業員や家族で使用する物は対象になりますか？  
⇒店舗用、お客様用でないため対象外です。
- Q 9 : 抗ウイルス剤が含入された塗装剤（コーティング）は対象となりますか？  
⇒塗装剤は消耗品・原材料の扱いになり対象外です。またそれに付随する工事費に関しても対象外です。
- Q10 : 自らが経営する会社で製造したものを購入し申請することはできますか？  
⇒自己取引のため対象外です。また対象経費となる物品の支払い先との関係が夫婦・親子・法人とその代表者、同一人が代表者を務める法人、親会社・子会社の関係などである場合も対象外となります。
- Q11 : これまで使用していた備品を故障で買い替える場合も対象ですか？  
⇒故障の買い替えで新たに購入する場合も対象です。
- Q12 : 使用していた備品の修理代は対象ですか？  
⇒修理代は対象となりません。
- Q13 : 中古品を購入した場合は対象ですか？  
⇒対象となります。
- Q14 : 備品をリースで設置する場合のリース料・レンタル料は対象ですか？  
⇒リース・レンタル料は対象になりません。

## <支払い関係>

Q 1 : 口座振込みやインターネットショップでクレジットカード払いをした際に領収書が発行されない場合はどうしたらいいですか？

⇒基本的には支払いが完了したことが分かるものとして領収書をお願いしていますが、口座振込み等により、領収書がない場合は、購入した物の内訳、購入日、支払い金額、購入先の分かる注文履歴や請求書等と引き落としが分かる通帳の写しの提出をお願いします。なおクレジットカード払いの場合はカードの利用明細も必要となります。

Q 2 : 支払ったことが分かる書類はレシートでも代用できますか？

⇒宛名、領収者、品名、金額、支払日の記載がある領収書であれば対象となります。宛名の記入がないレシートは対象となりません。

Q 3 : PayPay（ペイペイ）などの電子決済で支払った場合は対象になりますか？

⇒領収書があれば対象となりますが、ポイント部分は対象外です。領収書でポイント払いか現金払いか不明な場合はレシートなどの明細書と現金出納帳などの帳簿の提出をしていただき、事業者として支払った経費として確認ができれば対象となります。

Q 4 : 家族や従業員が立て替え払いした場合はどうなりますか？

⇒原則として、領収書の宛名と申請者が一致する必要がありますが、帳簿など追加の書類を提出してもらうことにより、対象となる場合がありますので、ご相談ください。なおクレジットカード払いで申請者と名義が異なる場合も同様です。

Q 5 : ポイント等（割引き含む）を利用して購入したものは対象になりますか？

⇒商品券やクーポン、ポイント等を備品等の購入代金に充てた場合、補助対象経費の対象とはなりません。ただし、代金を割引きまたは一部をポイント値引きされている場合などは、対象となる物品の購入費から割引額またはポイント分を差し引いた金額が補助対象経費となります。

Q 6 : 分割払いで購入しましたが対象となりますか？

⇒令和3年9月30日までに支払いが完了していれば対象となります。全額支払ったことが分かる書類を添付してください。

Q 7 : 領収書等は原本が必要ですか？

⇒原本は手元に残していただき、写しを提出してください。

Q 8 : 領収書、レシート等を紛失してしまいましたが、申請できますか？

⇒購入日及び支払日が確認できない場合は対象となりません。領収書等の再発行などにより提出をお願いします。

### <その他>

Q 1 : 申請してから補助金の交付までにどれくらい時間がかかりますか？

⇒申請から交付までに2～3週間を予定していますが、内容の審査に時間を要する場合によっては時間がかかってしまうことがありますのでご承知おきください。

Q 2 : 国や県からの同様の補助金との併用は可能ですか？

⇒同一の対象経費に対して、国や県などの補助金を受けた場合は購入金額から国や県などの補助額を差し引いた額が補助対象経費となります。

Q 3 : 国の小規模事業者持続化補助金の申請をしていますが、市へも申請できますか？

⇒国の小規模事業者持続化補助金をはじめ、その他の補助金で重複していない備品であれば申請可能ですが、重複しているものがある場合はそれを除いた上で申請していただきますようお願いいたします。また、先に本補助金の交付を受けた際には、国や県などの補助金申請や実績報告時に調整してください。

Q 4 : 販売メーカーの生産が追いついていないらしく、申請期間までに対象経費となる物品の納品が間に合わないがどうしたらいいですか？

⇒令和3年3月16日（日本標準産業分類に規定する大分類Mの飲食サービス業にあっては、令和3年3月1日）から令和3年9月30日までに購入し、納品され、店内に設置してあるものに限りませので、ご理解の上申請してください。

Q 5 : 店舗を増築した部分にエアコンを設置したが、対象となりますか？

⇒会計が増築した部分までと今までの部分が同じであったりするなど、一体の店舗として判断できれば対象となります。ただし、設置に際しての工事費は対象外となります。

Q 6 : 納付すべき市税とは何ですか？

⇒市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税です。

Q 7 : 店舗概要が分かるものとは何を提出したらいいですか？

⇒店舗・施設のチラシや、ホームページを印刷したもの、店内・施設の写真など、対面で一般消費者を相手に取引している店舗等であることがわかる資料を提出してください。



Q 8 : まだ豊橋市の新型コロナ通知システム等の登録をしていませんが対象になりますか？

⇒申請期間内に登録を済ませ、ステッカー・ポスターの写真が提出できれば対象となります。時間を要するものもありますので、お早めにご登録ください。

Q 9 : 豊橋市の「新型コロナ通知システム」と愛知県の「安全・安心宣言施設」などの登録はどちらか一方をすればいいですか？

⇒どちらも必要です。

・豊橋市新型コロナ通知システム【必須】

・A～Dのいずれか【必須】

A 豊橋市「換気の見える化事業取組店」

B 愛知県「安全・安心宣言施設」

C 愛知県「あいスタ認証」

D 豊橋商工会議所「安全安心おもてなし宣言飲食店」

Q10: 前回申請した令和2年度のがんばる個店緊急支援補助金の申請時に市の新型コロナ通知システムと愛知県の「安全・安心宣言施設」の登録をし、そのQRコードとポスター・ステッカーを掲示してある写真を提出しましたが、再度提出する必要がありますか？

⇒今回は別の補助金ですので、お手数ですが、再度同様にご用意いただき、ご提出いただく必要があります。

また確定申告書や法人事業概況説明書など前回提出していただいても再度ご提出お願いいたします。

Q11 : 振込先口座はネットバンクでもいいですか？

⇒構いません。金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、名義人がわかるものの写しを提出してください。

Q12 : 郵送申請するための提出用封筒ももらえるのか。

⇒封筒ならびに郵送料は申請者にてご負担願います。

Q13 : 複数店舗分を1つの申請書にまとめて申請できますか？

⇒店舗・施設ごとに申請書を分けて提出をお願いします。

Q14 : 審査結果は知らせてくれるのか。

⇒交付決定・確定通知書を郵送します。

Q15：国の補助金との関係で申請を取り下げたい、または既に交付してもらった今回の補助金を返還したいがどうしたらいいですか？

⇒本補助金の交付決定日から30日以内は取下げできますが、それ以降は取下げ、返還に応じることができませんのでご注意ください。

Q16：そのほかの補助金・協力金について教えてほしいです。

⇒豊橋市のホームページのトップページに「新型コロナウイルス感染症に関する情報」欄の「事業者向け支援」に市だけでなく、国や県の情報を載せておりますのでご覧ください。